

## 古賀市シティプロモーション推進委託仕様書

### (案)

#### 1 件名

古賀市シティプロモーション推進委託

#### 2 本業務の目的

古賀市の人口は 2025 年をピークに減少に転じ、高齢化がさらに進展すると予測され、地域における人口減少は、域内消費の減少や経済・産業の担い手減少による地域経済力の衰退につながる。また、地域の担い手となる生産年齢人口は減少する一方、老年人口が増加すれば、医療・福祉サービスの増加などにより財政負担が大きくなる。このような地域活力の低下は、さらなる人口の減少を招くという悪循環につながることを懸念される。人口減少を抑制し市の活性化を図るための一つの方策として、市の知名度向上及び地域イメージの確立、古賀市ブランドの創出・育成に戦略的に取り組み、関係人口及び移住定住人口の増加につなげていく必要がある。そのため、市民や事業者との協働による双方向のシティプロモーションに取り組み、シティブランディングの推進とシビックプライド（市民の誇りや愛着）の醸成を図ることを目的とする。

#### 3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### 4 業務内容

##### (1) 古賀市公式 YouTube チャンネルの運営

- ① 月 2 回程度動画制作に係る取材及び撮影
- ② 令和 7 年度は 15 本以上、令和 8 年度は 20 本以上の動画の企画、編集、制作、配信（サムネイル制作も含む。）

##### (2) 古賀市公式 YouTube チャンネルと連動した SNS（Instagram 等）の運用

- ① 月 4 回以上のリール投稿
- ② 月 30 回以上のストーリーズの投稿

上記の企画構成、取材、撮影、編集

##### (3) 協議・報告

各業務の実施にあたっては、事前に市と十分に協議することとし、月 1 回以上、市と打ち合わせの場を設けること。また、業務の効果測定を行い毎月報告書を作成の上、データで提出すること。

## 5 成果品

①取材内容及び製作された写真・動画の電子データ（CD-ROM等）

②実施報告書（簡易製本：1部及び電子データ）

※電子データについては、配信または投稿の都度、すみやかに納品すること。また、動画については、編集前のデータについても納品すること。

※成果品及び業務履行過程で得られた記録にかかる著作権は市に帰属するものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

※成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

## 6 納入場所

古賀市総務部経営戦略課

## 7 前金払

受託者は地方自治法施行令第163条第1項第2号の規定に基づき、委託料の前払を請求することができる。ただし、その額は委託料の2分の1以内の範囲で市と受託者が協議して定めることとする。

## 8 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受託者の負担とする。
- (2) 撮影許可、楽曲使用等で必要となる手続きは受託者が行うこと。使用料などの費用は委託料に含まれるものとする。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。
- (6) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。
- (7) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

- (8) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。
- (9) この他定めのない事項については、市と十分な協議をし、決定すること。また、受託者は決定した業務内容に基づく必要な諸手続等の業務全般を行うものとする。

## 9 担当部署

古賀市 総務部経営戦略課広報公聴係

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

E-mail : pr-koho@city.koga.fukuoka.jp

電話 : 092-942-1346 / FAX : 092-942-3758